

●「家族信託」のしくみと上手な使い方

資産を守り、未来につなげる「家族信託」

65歳以上の4人に1人が認知症およびその予備軍と言われる現在、元気なうちに賃貸経営や資産運用を家族に託す「家族信託」が注目されている。その活用のポイントとは？ 司法書士の宮田先生にアドバイスをいただく。

宮田総合法律事務所 代表司法書士 宮田浩志



「家族信託」とは、一言で言うと「財産管理の一手法」です。2007年(平成19年)の信託法改正によって使いやすくなり、注目され始めた方法です。そのため、認知度はまだそれほど高いとは言えません。

しかし、厚生労働省の調査によれば、今や65歳以上の4人に1人が認知症またはその

予備軍と言われる時代です。そのなかで、「家族信託」はオーナー様の資産承継や相続を行う上で、大きな可能性を秘めた方法だと思えます。

今回は、「家族信託」のしくみとメリット、上手に活用するためのポイントについてお話しします。

あるオーナー親子との出会い

私が「家族信託」に積極的に取り組むようになったのは約8年前。きっかけは、あるクライアントAさん(55歳)との出会いでした。Aさんのお父様は多数の賃貸物件を保有するオーナーで、相続税対策としてアパートの建て替えなどを検討中でした。しかし、80歳を超えて物忘れが多くなり、「もし途中で認知症になったら、計画がとん挫してしまうのではないかと」と、建て替えに踏み切れずにいたのです。

実際に、認知症を発症して判断能力を喪失すると、契約行為や資産運用などができなくなるため、お父様の不安は無理のないものでした。

そこで私は、仮にお父様が認知症を発症しても、引き続き相続対策を行うことができ、資産を健全に引き継げるベストな方法を検討しました。そして、当時はまだほとんど知られていなかった「家族信託」をお勧めしました。

「資産凍結のリスク」とは？

なぜ、「家族信託」が良いと思ったのか？ それは認知症発症後に立ち足はかかる「資産凍結」、すなわち資産を自由に動かせなくなるリスクを回避できるからです。

定期預金の解約や不動産の売却、節税のためのアパートの新築や建て替え、購入、買い替えなど、重要な財産の処分にあたっては「本人確認」手続きが不可避です。もし、認知症により判断能力が著しく低下した場合、これらの行為はできなくなってしまいます。

しかし、元気なうちに「家族信託」を活用することで自分の希望を確実に家族に託すことができ、認知症発症後も希望に沿った資産の管理や処分を行うことができます。

「家族信託」のしくみとは？

「家族信託」のしくみについてご説明しましょう。

まず、「信託」とは資産の所有者(「委託者」)が信頼できる相手(「受託者」と契約を結び、不動産現金有価証券等の資産を託すものです。受託者は契約で定められた目的(信託目的)に従って、特定の人(「受

益者)のために資産(信託財産)の管理・処分を行います。

●家族間で行う信託契約

「家族信託」とは、この信託契約を家族間(主に親子)で結ぶものです。Aさん親子のケースで具体的に説明していきます。

お父様(委託者)は元気なうちに自分の財産をAさん(受託者)に託します。受託者となったAさんは、財産の管理・処分にあたります。財産の名義はAさんに移りませんが、お父様は受益者としてAさんから賃貸収入などの利益を受け取ります。これが「家族信託」のしくみです。

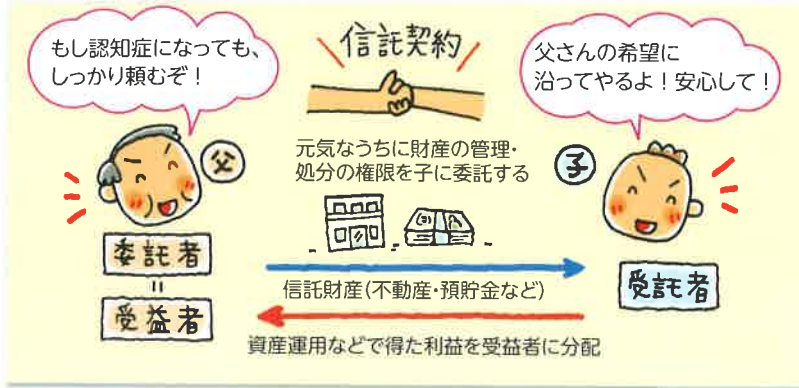
これならお父様が認知症により判断能力を喪失しても、Aさんが財産を適切に処理することができます。いわば「家族の、家族による、家族のための財産管理と資産承継の手法」と言えます(図表1参照)。

認知症後も相続対策ができる

読者の皆様の中には「認知症を発症した後の財産管理なら、成年後見制度でもよいのでは？」と思われる方もおられるかもしれません。

成年後見制度とは後見人が支援にあたることによって、認知症や障がいなどで判断能力の不十分な人が、財産管理や身上監護(入院や施設入所の手続き、介護サービス)の申し込みなどで不利益を被らないよ

図表 1. 「家族信託」のしくみ



※わかりやすくするために、委託者と受益者が同一人物となるケースを想定しています。